

保育の必要性の認定について

1 対象者

- (1) 3～5歳児クラスに在籍する利用者（新2号認定）
 (2) 満3歳児クラス（2歳児含む）に在籍する利用者（新3号・都・区認定）

2 申請に必要な書類

申請には、(1)及び(2)の書類が必要です。

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式②）【3～5歳児クラス】
 満3歳児預かり保育利用給付認定・変更申請書（様式③）【満3歳児クラス】
 (2) 添付書類（保育を必要とすることを証明する書類）（下表参照）

保護者の状況		利用可能な期間	添付書類 及び 注意事項
就労 (月48時間 以上の就労 に限る)	外勤	就労期間中	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書（証明日が提出時点で3か月以内のもの） ※ 就労者本人が本人記載欄以外の項目を記入した場合は、無効となります（以下同様）。 ※ 育児休業中の方は、認定希望日の翌月1日までに復職することが条件となります。
	会社経営 会社役員		<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 最新の法人事業概況説明書、営業許可証、履歴事項全部証明書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）のいずれかのコピー
	個人事業主		<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表）、営業許可証、開業届、いずれかのコピー
	内職		<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書と収入のわかる書類
就労が内定している			<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※ 就労後に状況をご確認する場合があります。
開業を予定している			<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書と開業を証明できる書類のコピー
妊娠・出産		出産予定月の 前後2か月	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳のコピー（表紙（氏名がわかるページ）・出産（予定）日がわかるページ）
保護者に病気または心身の障 がいがある		必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の診断書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）、または保護者の障がい者手帳（有効期限内のもの）等のコピー
保護者が二親等内の親族を看 護・介護している		必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> 被介護者の、診断書（証明日が提出日時時点で6か月以内のもの）または障がい者手帳や介護認定を受けている方の介護保険被保険者証等のコピー ※ 申請子ども自身の介護は要件とはなりません。
就学・就学内定 (カルチャー講座等は除く)		在学期間中	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書（証明日が提出日時時点で3か月以内のもの） ※ 足立区書式での提出ができない場合は、学校様式でも可（ただし在学期間が記載のあるものに限る）
育児休業 (既に「就労」で認定を取得し、 末子の育児休業に入る場合)		最長で末子が満1 歳に達した年度の 年度末（3月末 日）まで	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書（育児休業取得（予定）期間欄に記載のあるもの） ※ 新規の「育児休業」による申請は、対象外です。 ただし、満3歳児クラス在籍時に、住民税非課税世帯の条件を満たせず、対象外となった場合に限り、進級時に、新規の「育児休業」による申請は可能です。
求職活動中		就労開始までの期 間 (最大3か月)	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動申立書と求職活動が客観的にわかる書類

- ※ 就労証明書は要件に関わらず、証明日が提出時点の3か月以内であるものが有効となります。
 ※ 変更申請の場合、(1)申請書及び(要件に変更がある方のみ)上記の保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。
 ※ 保育施設入所の際に認定(2・3号認定)を受けていた場合でも、改めて申請をしていただく必要があります。